

米原市中期財政計画

令和7年度（2025年度）～ 令和11年度（2029年度）

令和6年10月
米原市

目 次

第1章	財政計画策定の意義および目的	
1	財政計画策定の意義	4
2	財政計画策定の目的	4
第2章	財政計画策定の基本的な考え方	
1	計画期間	4
2	会計単位	4
3	計画の見直し	4
4	歳入・歳出の試算方法	4
第3章	本市の財政状況について	
1	主な歳入の状況	5
2	主な歳出の状況	6
3	基金残高の状況	7
4	市債残高の状況	7
5	経常一般財源と経常収支比率の状況	8
6	主要な財政指標等の状況	9
第4章	今後の財政収支	
1	推計方法	10
2	歳入の推移	11
3	歳出の推移	11
4	歳入歳出の収支見込	12
5	基金残高の推移	13
6	市債残高の推移	13
7	経常一般財源と経常収支比率の推移	14
8	年度別財政収支計画	15
第5章	持続可能な財政構造を目指して	
1	持続可能な財政構造への転換に向けた取組	17
2	まとめ	17
第6章	財政用語の説明	
1	予算関係	18
2	歳入関係	19
3	歳出関係	21
4	決算関係	23
5	財政指標	24

第1章 財政計画策定の意義および目的

1 財政計画策定の意義

本市では、平成29年度から令和8年度までの10年間のまちづくりの目標と方向性を示す、第2次米原市総合計画を策定し、10年後の目指す姿として「ともにつながりともに創る住みよさ実感 米原市」を将来像に掲げ、その実現に向けて様々な施策を推進しています。

しかしながら、過去に例のない高齢化の進展や医療の高度化に伴う社会保障関係経費の増加に加え、公共施設の老朽化に伴う大規模改修、伊吹山の復旧と保全再生、異常気象による集中豪雨など激甚化する自然災害への対応等、行政経費はこれまでも増して増加傾向にあります。こうした厳しい状況において、持続可能な行政運営を展開するためには、健全な財政運営と財政基盤の更なる強化が必要不可欠です。

そのためには、米原市の財政の現状を正確に把握・分析し、健全な財政運営を継続していくために必要となる歳出の削減や基金、市債の計画的な活用などに関する方針等を定め、不断の取組を実行しなければなりません。

よって、財政の健全性を確保し、今後の財政運営や予算編成の目標・指針とするため、中期財政計画を策定します。

2 財政計画策定の目的

- (1) 中期的な財政収支を推計し、これを基に現在および将来における課題を捉え、財政運営の健全性を確保するための方策を明らかにします。
- (2) 中期的な視点から、健全財政を維持しながら第2次米原市総合計画の実効性を確保するための指針とします。
- (3) 市民等に財政に関する情報を幅広く提供し、米原市の行財政運営への理解を深めるものとします。
- (4) 将来の財政収支を明らかにし、米原市の収入に見合う適正規模に応じた予算編成や予算執行に当たっての指針とします。

第2章 財政計画策定の基本的な考え方

1 計画期間

令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。

2 会計単位

普通会計（一般会計、駐車場事業特別会計）とします。

（駐車場事業特別会計は、令和6年3月31日付けで廃止し、令和6年度から会計経理を一般会計へ移行しています。）

3 計画の見直し

前年度の決算状況や当該年度の予算編成方針の作成等に合わせ、毎年度、見直します。

4 歳入・歳出の試算方法

財政計画の目的を踏まえ、歳入については予算科目別に試算し、歳出については性質別の体系で試算します。なお、試算方法については、令和7年度から令和9年度までの3年間は第2次米原市総合計画アクションプランをベースとし、令和10年度以降は、継続が見込まれる事業や経常的経費の伸び率等を考慮します。

第3章 本市の財政状況について

平成26年度から令和5年度までの10年間の普通会計における歳入決算額と構造分析を含めた歳出決算額の推移、基金・市債残高の推移、財政指標の推移は、次のとおりとなっています。

1 主な歳入の状況

令和5年度の歳入総額は、237億5,412万8千円となり、過去3番目の規模となりました。

(1) 自主財源

市の自主財源の根幹をなす市税収入は、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた令和2年度および令和3年度を除いて増加傾向にあり、令和5年度は法人市民税の増加等により約0.9億円増加し、約66.6億円となりました。

自主財源全体では、約3.2億円減少し、約94.4億円となりました。

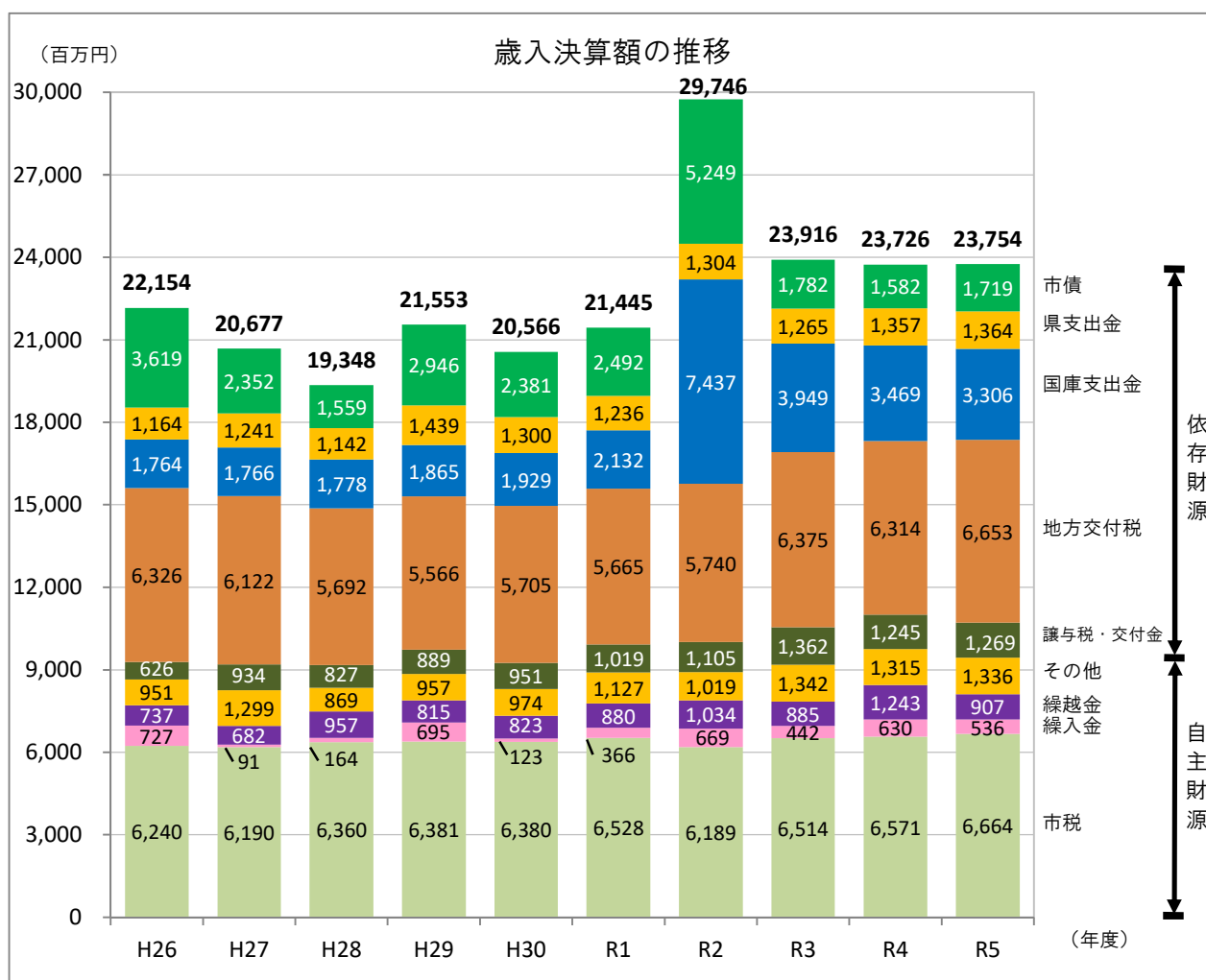
(2) 依存財源

地方交付税は、普通交付税の合併算定替の縮減等の影響もあり、平成28年度から令和2年度までは57億円前後で推移していましたが、令和3年度からは追加交付等により63億円前後で推移しています。令和5年度は臨時財政対策債振替額の減少により普通交付税に算入される額が大きくなったことなどにより約3.4億円増加し、地方交付税の総額は約66.5億円となりました。

国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対策等で令和2年度に大きく増加していますが、新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行したことに伴う関連事業の縮小等により約1.6億円減少し、令和5年度は約33.1億円となりました。

市債は、認定こども園補助整備事業および消防庁舎移転統合整備事業の増加等により約1.4億円増加し、令和5年度は約17.2億円となりました。

依存財源全体では、約3.4億円増加し、約143.1億円となりました。



第3章 本市の財政状況について

2 主な歳出の状況

令和5年度の歳出総額は、228億4,843万3千円となり、令和2年度に次ぐ、過去2番目の決算規模となりました。

(1) 義務的経費

人件費は、定員適正化計画に基づく職員数の管理により、30億円前後で推移していましたが、令和2年度から会計年度任用職員制度の導入により関係経費が増加し、令和5年度は約38.2億円となりました。

扶助費は、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業の給付世帯数の増加や自立支援給付費に係る利用者数の増加等により、令和5年度は約1.6億円増加し、約36.2億円となりました。

公債費は、令和5年度は繰上償還を実施しなかったことにより約5.2億円減少し、約20.8億円となりました。

義務的経費全体では、約2.8億円減少し、約95.2億円となりました。

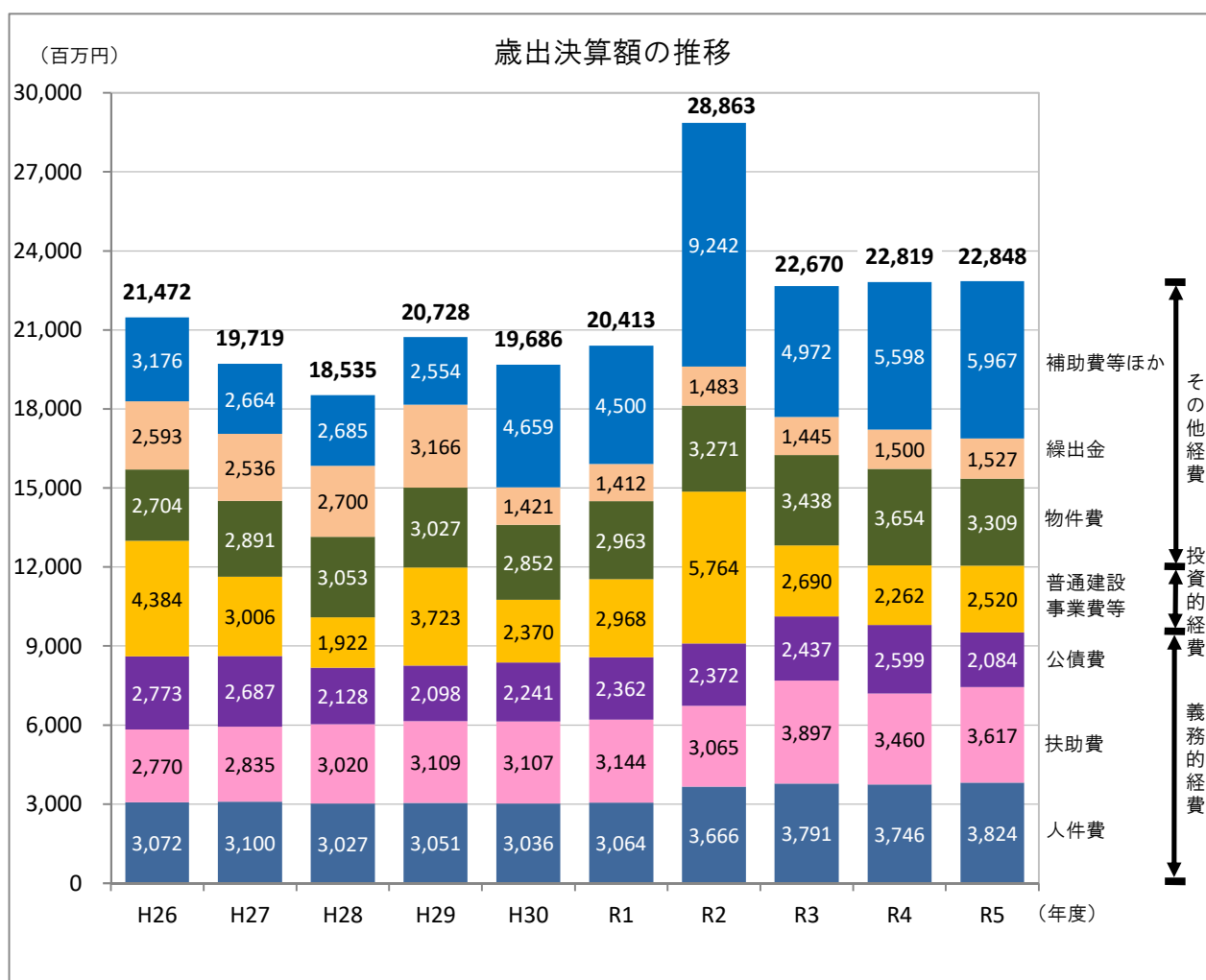
(2) 投資的経費

普通建設事業費等は、脱炭素先行地域づくり事業の進捗に係る事業費の増加や民間保育所の施設整備に対する補助事業を実施したこと等により、令和5年度は約2.6億円増加し、約25.2億円となりました。

(3) その他経費

補助費等ほかは、令和5年度は決算剰余金を繰上償還ではなく、財政調整基金へ積み立てたこと等により約3.7億円増加し、約59.7億円となりました。

その他経費全体では、約0.5億円増加し、約108億円となりました。

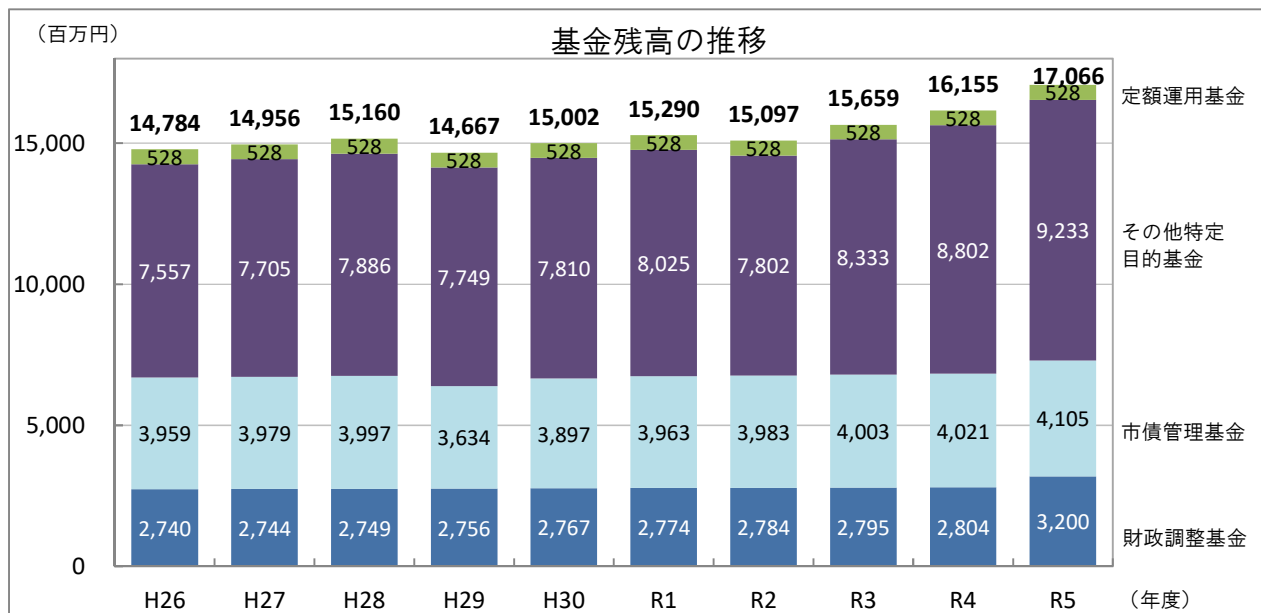


第3章 本市の財政状況について

3 基金残高の状況

各種基金については、将来の財源不足への対応のため、また、公共施設や教育施設等の長寿命化、地域振興や地域福祉の向上等を目的とするため積立てて管理しています。

基金残高は、平成26年度から令和2年度までは150億円前後で推移していますが、今後の施設老朽化等への対応を見据え、公共施設等整備基金や交通対策促進基金、福祉対策基金等へ積極的な積立てを行ったことに加え、決算剰余金を財政調整基金に積み立てたことにより、定額運用基金を含む令和5年度末残高は約9.1億円増加し、約170.7億円となりました。

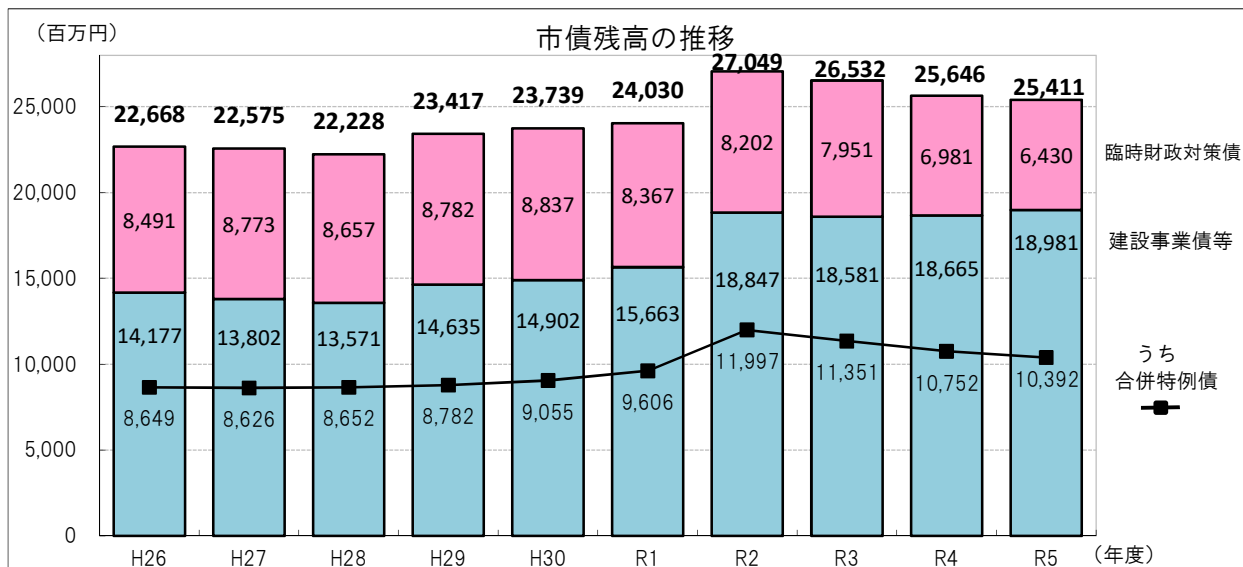


4 市債残高の状況

市債には、公共施設など長期にわたって市民に利用されるものについて、世代間における負担の公平性と財政負担の平準化のために発行する建設事業債等と、地方交付税の振替措置として地方公共団体が発行する臨時財政対策債があります。

市債残高について、本庁舎建設等の影響により令和2年度末現在高が約270.5億円となっていますが、以降は市債の発行額が償還額を下回っており、減少傾向にあります。令和5年度末現在高は約2.4億円減少し、約254.1億円となりました。

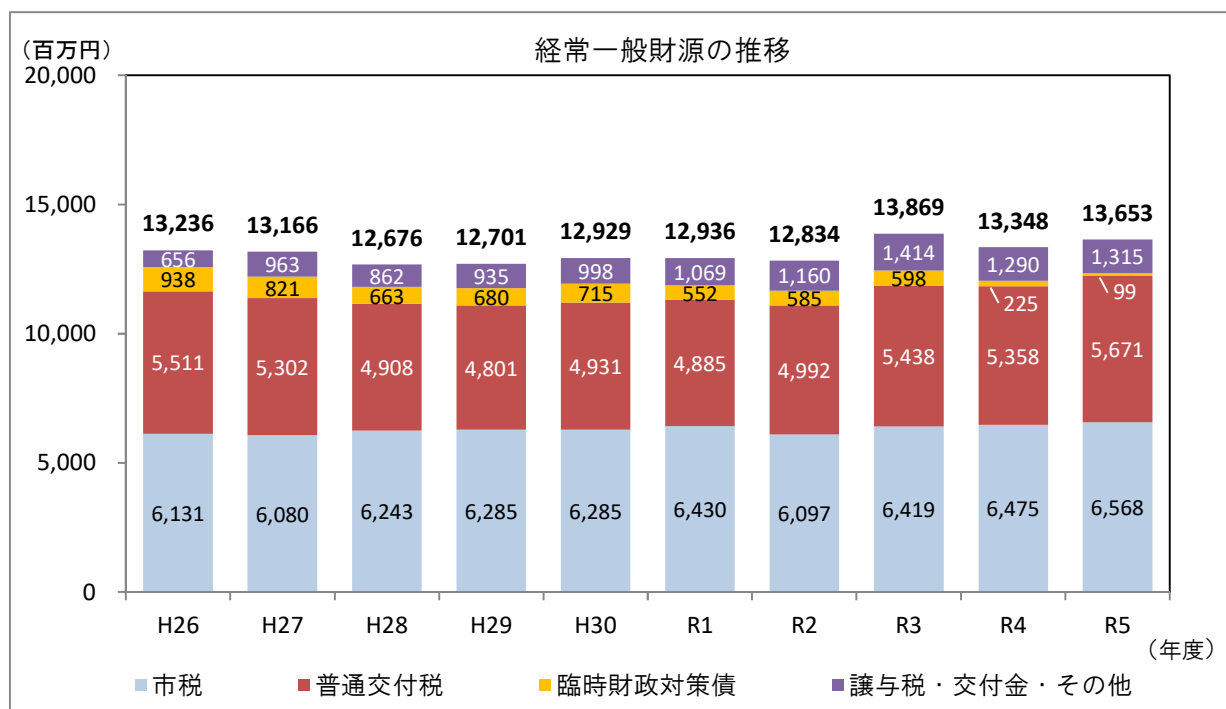
市債の発行に当たっては、償還額の全額が交付税措置される臨時財政対策債をはじめ、後年度に地方交付税措置されるものを積極的に活用してきましたが、地方自治体が自らの責任において行う借金であることには変わりはありません。持続可能な財政運営を行うためには、将来の公債費負担を正確に見極めた計画的な市債の発行と、市債管理基金の適切な活用を行うことが必要となります。



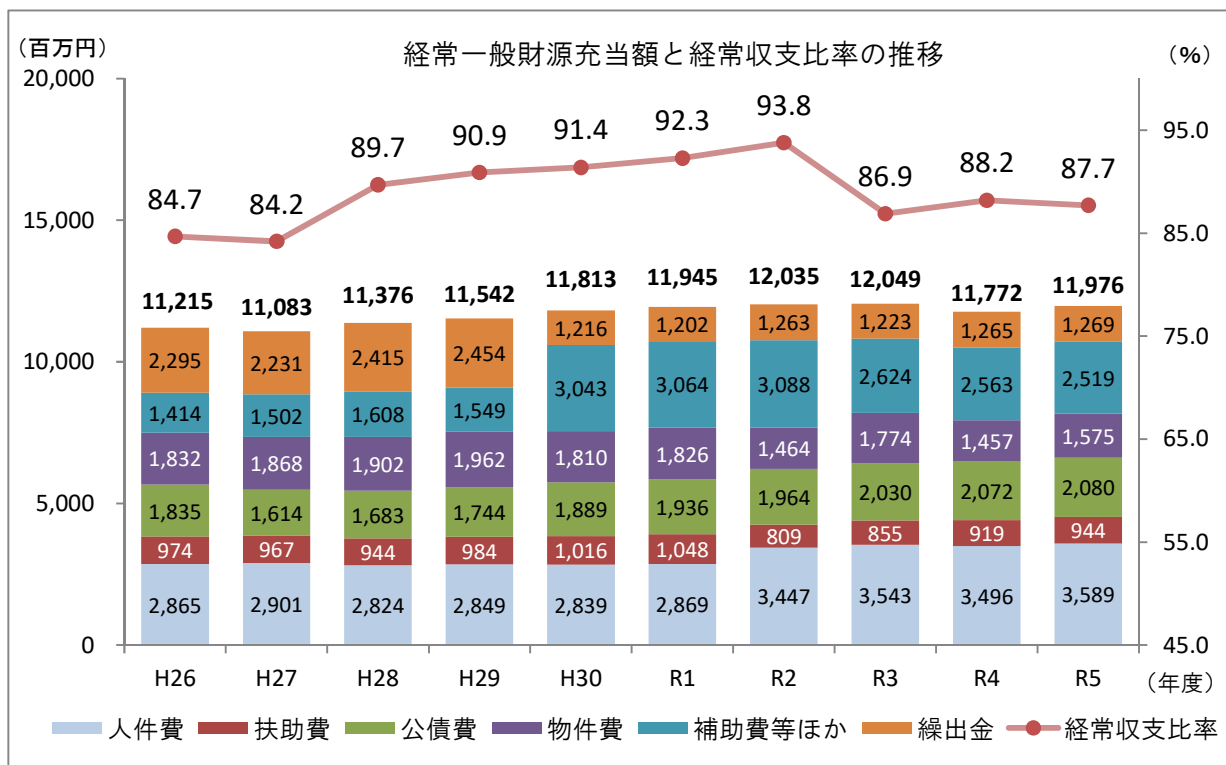
第3章 本市の財政状況について

5 経常一般財源と経常収支比率の状況

経常一般財源は、普通交付税や法人市民税の増加等により、令和5年度は令和4年度と比較して約3.1億円増加し、総額は約136.5億円となっています。



経常収支比率は、指標の分子である経常経費充当一般財源が人件費等の増加により約2.0億円増加しましたが、指標の分母である経常一般財源の増加額が分子の増加額を上回ったことから、令和5年度は0.5ポイント減少し、87.7%となりました。



第3章 本市の財政状況について

6 主要な財政指標等の状況

普通交付税の交付基準となる財政力指数は、平成28年度以降は減少傾向にあり、令和5年度は0.2ポイント減少し0.51となりました。財政力指数は、自主財源割合の参考となる指標であり、税収等の増加に伴う基準財政収入額の伸びに対し、行政事務の遂行に必要な経費を表す基準財政需要額の伸びが上回っていることが判断できます。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、令和5年度は87.7%となり、令和4年度と比較して0.5ポイント減少しました。これは、前年度に比べ地方交付税などの経常一般財源が増加したことなどが要因です。今後も人件費や扶助費、公債費等の義務的経費の増加が見込まれることから、安定した財政運営に必要な財源の確保に努めなければなりません。

市債返済の負担の重さを表す実質公債費比率は、指標の分子となる元利償還金は年々増加しているものの、分母となる標準財政規模等が増加したことなどにより、令和4年度と比較して0.2ポイント減少し、令和5年度は4.8%となりました。今後も過年度に整備した大型投資事業や、本庁舎整備事業の元金償還開始による償還額の増加が見込まれるため、指標の動向を注視していく必要があります。

将来負担すべき実質的な負債等の程度を表す将来負担比率は、前年度に引き続き充当可能財源等が将来負担額を上回っており、「算定されない」結果となりました。財政運営の安定性を長期にわたって維持するには、インフラ更新需要等の将来にわたる負担への的確な対応が求められるため、公営企業会計等を含めた連結ベースでの財政構造の改善に取り組む必要があります。

【米原市の主要財政指標】

(単位：%)

財政指標	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
財政力指数	0.58	0.58	0.57	0.57	0.56	0.55	0.55	0.53	0.53	0.51
経常収支比率	84.7	84.2	89.7	90.9	91.4	92.3	93.8	86.9	88.2	87.7
実質公債費比率	5.8	4.5	3.9	5.0	6.1	6.2	4.8	4.9	5.0	4.8
将来負担比率	9.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※財政力指数、実質公債費比率は3か年平均

【類似団体の主要財政指標】

(単位：%)

財政指標	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
財政力指数	0.41	0.55	0.57	0.58	0.58	0.57	0.57	0.56	0.55	
経常収支比率	90.1	88.3	90.9	91.8	91.7	92.4	91.3	87.0	90.6	
実質公債費比率	11.1	10.2	10.0	9.7	9.5	9.2	8.6	8.3	8.4	
将来負担比率	60.8	56.8	52.3	55.4	52.7	49.7	37.3	25.1	17.6	

※本市と同類型（I－2）となる類似団体平均値を掲載

第4章 今後の財政収支

1 推計方法

財政収支の推計方法について、令和9年度までは令和5年度決算額、令和6年度決算見込額および第2次米原市総合計画アクションプランをベースとし、令和10年度以降は継続を予定している事業や経常的経費の伸び率等を考慮した財政見通しとして推計しています。

また、今後の制度改正や事業の見直し等に伴い変動が生じることが見込まれますが、詳細が不明な点が多いことから、現行の税制度や地方財政対策等を前提として推計しています。

【歳入】

項 目	推 計 方 法
市税	現時点で明確になっている税制改正等の影響を勘案し、推計しています。
譲与税・交付金	地方財政計画の内容等を勘案し、推計しています。
地方交付税	普通交付税は、合併特例債や臨時財政対策債などの償還額が算入されているものとして推計し、基準財政収入額は、各歳入費目の見込みを用いて試算しています。
国庫支出金 県支出金	一部制度改正が明らかとなっているものは、これを反映させて推計していますが、その他については、現行制度が継続するものとして推計しています。
市債	現行の地方財政制度を勘案し、各地方債事業については終期が示されていない場合は、現行制度が継続するものとして推計しています。なお、合併特例債は令和6年度で発行可能上限額に達する見込みのため、令和7年度以降は推計に含んでいません。
繰越金	決算見込みによる繰越金を翌年度に計上しています。
繰入金	一時的または将来的な負担を考慮し、財政調整基金、市債管理基金および公共施設等整備基金などの特定目的基金の活用を含めて推計しています。
その他の収入	令和5年度決算額や令和6年度決算見込額を基本に推計しています。

【歳出】

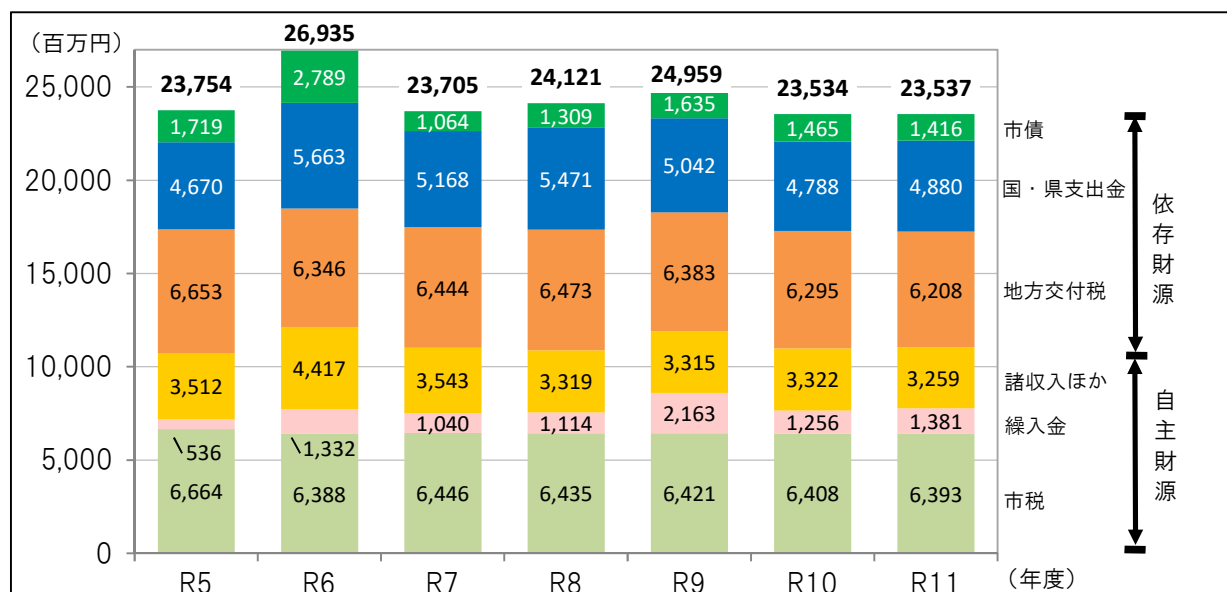
項 目	推 計 方 法
人件費	今後の職員の退職・採用を勘案し、推計しています。
扶助費	近年の社会保障経費の伸びを基本として推計しています。
公債費	令和5年度までに発行した市債の償還計画に加え、今後の市債発行分を見込んだ上で償還額を推計しています。
物件費	臨時的に支出する経費を考慮し、推計しています。
補助費等	湖北地域消防組合負担金（消防施設整備事業分）等、臨時的に支出する経費を考慮し、推計しています。
繰出金	高齢化の進展に伴う介護給付費や医療費の増加を見込み、推計しています。
普通建設事業費	脱炭素先行地域づくり事業や学校教育施設等長寿命化事業をはじめ、総合計画アクションプランにおける計画事業費を精査し、推計しています。
その他の支出	令和5年度決算額や令和6年度決算見込額を基本に推計しています。

第4章 今後の財政収支

2 歳入の推移

自主財源について、市税は固定資産税等で若干の減少を見込んでおり、令和11年度までは総額64億円程度で推移する見込みです。繰入金は、公共施設や学校施設の長寿命化事業、道路の新設改良事業等を計画的に行うため、公共施設等整備基金や教育施設整備基金、交通対策促進基金などを取崩して活用し、財源調整および市債償還のために財政調整基金および市債管理基金を活用することとします。

依存財源について、地方交付税は、普通交付税および特別交付税を過去の実績額や増加要素などを加味して試算したところ、人口減少に伴い減少して推移する見込みです。市債は、投資的事業の財源として一定の発行を見込むとともに、臨時財政対策債も推定額を計上していますが、収支を確保するため交付税措置の無い市債の発行も一部計上しています。

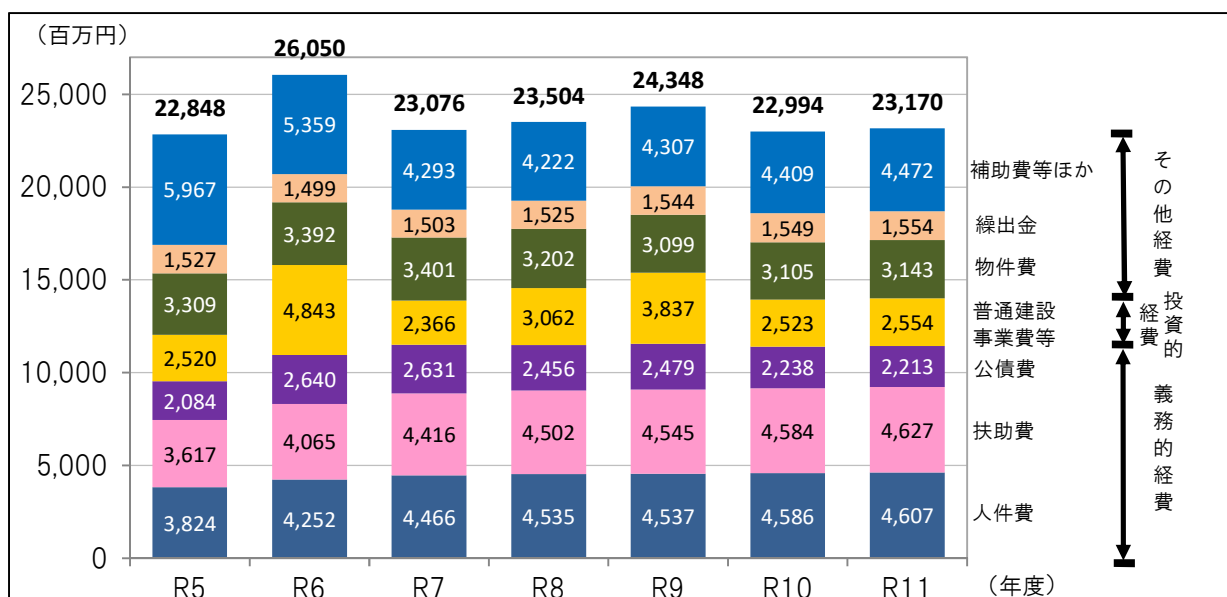


3 歳出の推移

義務的経費について、人件費の増加や、高齢化の進展、子育て支援ニーズの多様化等に伴う社会保障経費の増加が予測されます。また、公債費は、本庁舎整備事業をはじめとする投資的経費で発行した市債の影響により、市債償還額の増加が見込まれます。

投資的経費について、学校施設、社会福祉施設をはじめとする市の公共施設の長寿命化・改修事業や、脱炭素先行地域づくり事業に対する補助金等の支出が見込まれるため、経費の高止まりが続く見込みです。

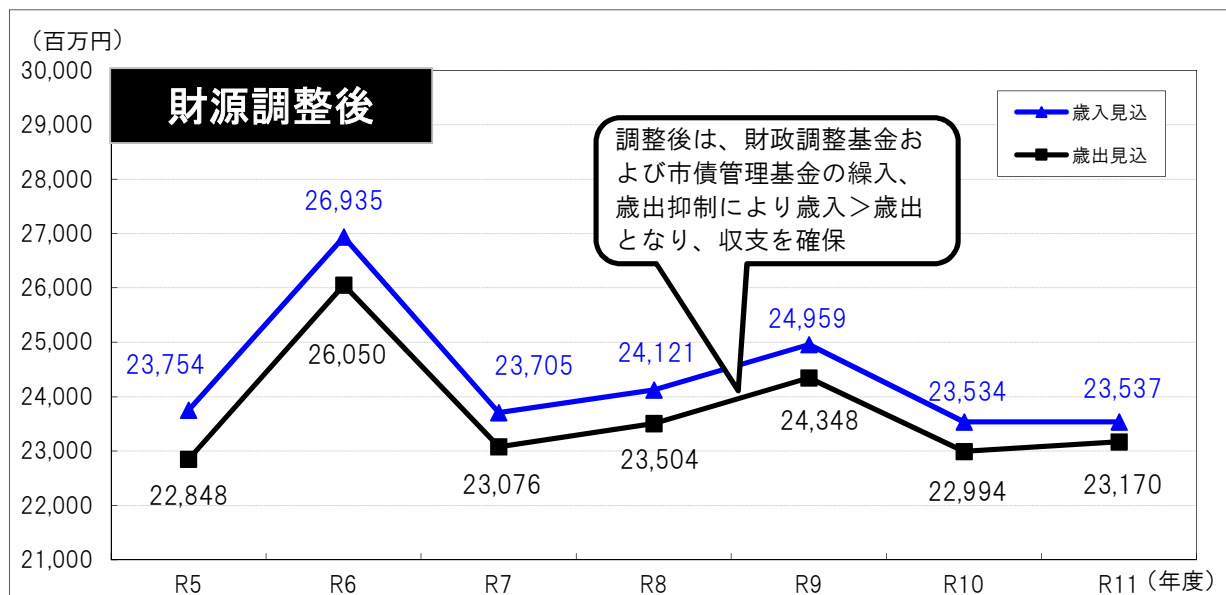
その他経費について、湖北地域消防組合の署所再編に伴う施設整備および湖北広域行政事務センターの新廃棄物処理施設整備に伴う負担金支出の増加を補助費等に計上しています。



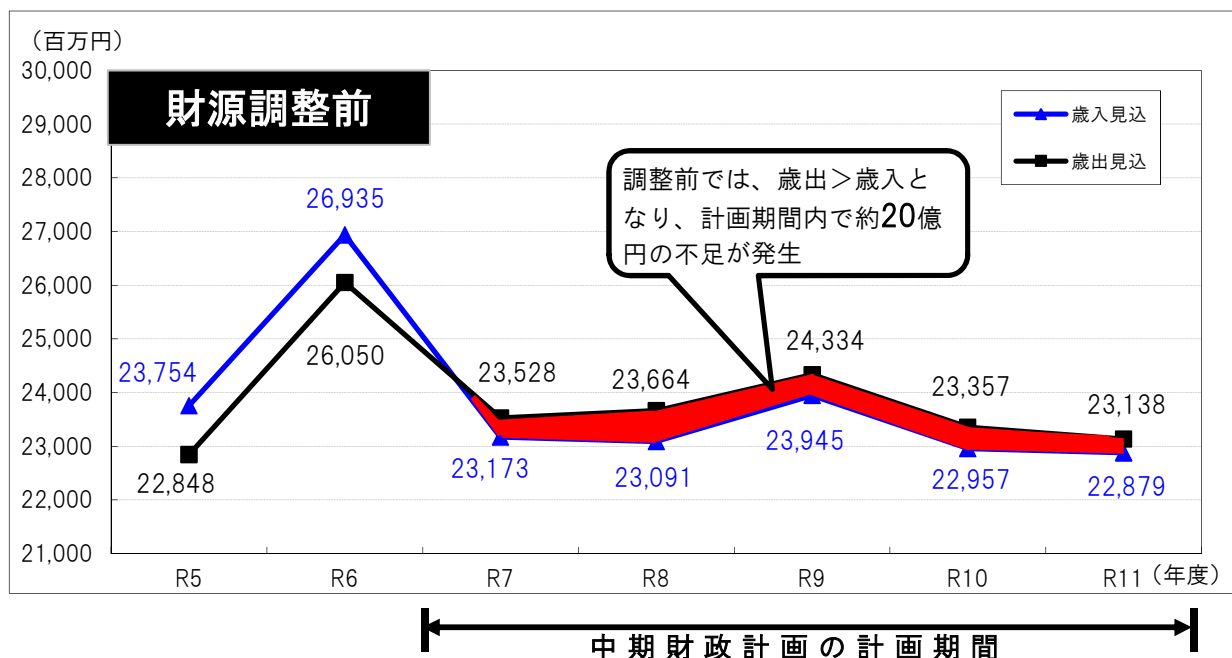
第4章 今後の財政収支

4 歳入歳出の収支見込

歳入歳出の収支見込は、事業の適正化、平準化による歳出抑制、財政調整基金および市債管理基金を繰り入れて財源調整を行うことで、適正な収支を維持しています。なお、財政調整基金等による財源調整を実施しない場合、単年度の収支不足額は計画期間内で合計約20億円となるため、基金を繰り入れる等して調整を行います。



参考までに、アクションプランの概算費用を財源調整せずに反映したグラフを掲載します。単年度の収支不足額は、中期財政計画期間内で合計約20億円となる見込みです。



第4章 今後の財政収支

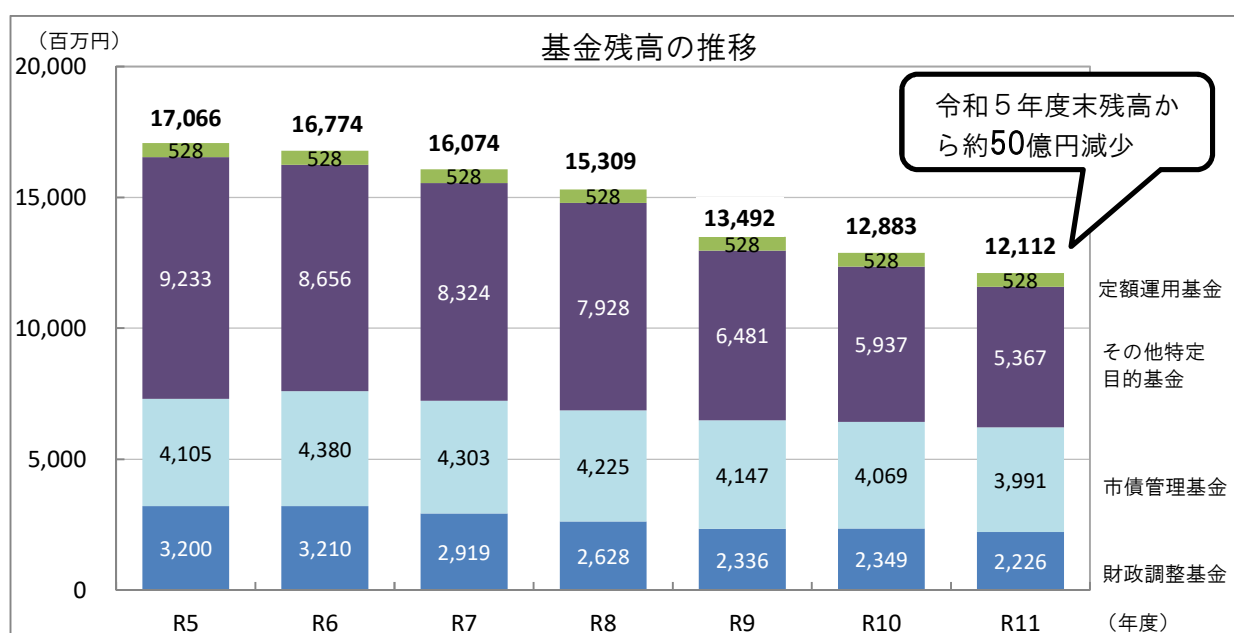
5 基金残高の推移

基金全体の推移は、普通建設事業等の財源や財源調整として基金を繰り入れることとするため、令和6年度以降は減少傾向にあり、定額運用基金を含めた令和11年度末は約121.1億円となる見込みです。

特に、特定目的基金は、公共施設の整備等による公共施設等整備基金の活用や小・中学校等教育施設の修繕および長寿命化工事による教育施設整備基金の活用、民間保育施設建設等への補助金に福祉対策基金の活用を予定しており、令和11年度末には約53.7億円となる見込みです。

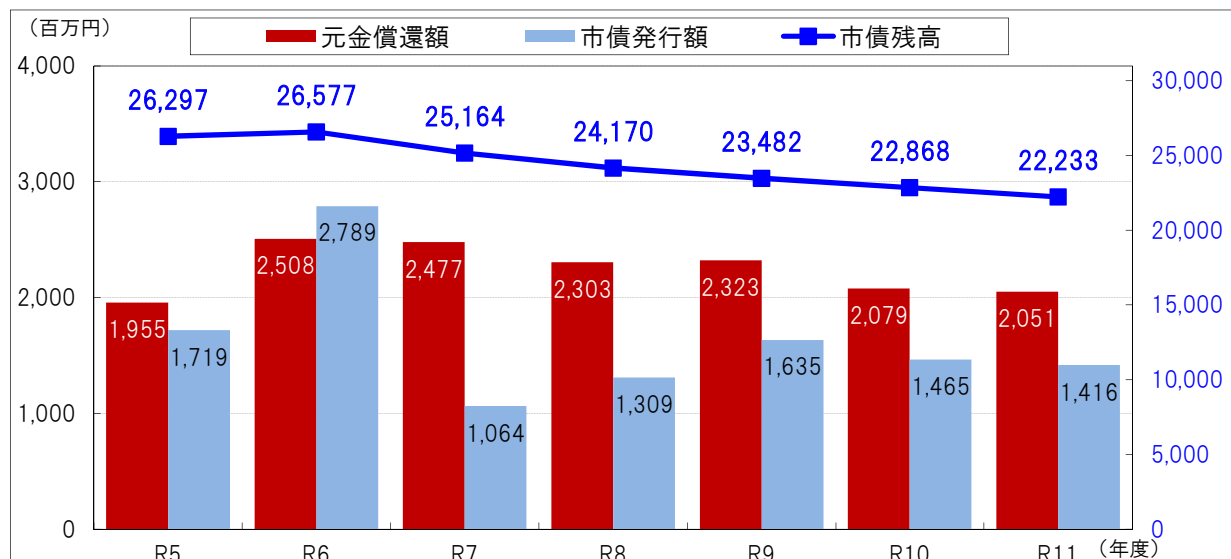
なお、財政調整基金および市債管理基金は、突発的な災害への対応や、年度間の財源の不均衡の調整、市債の適正管理を行うための基金であり、その活用に当たっては健全な財政運営を図るため、一定の基準を設けた上で計画的かつ限定的に行うこととします。

市債管理基金については、令和6年度から本庁舎建設に係る大型借入の元金償還が始まることから、庁舎建設に係る市債の償還金の約半分に当たる1億円を毎年計画的に取り崩すこととします。また、財政調整基金についても、健全な財政運営を維持するために基金残高20億円を維持した上で取り崩すこととしています。



6 市債残高の推移

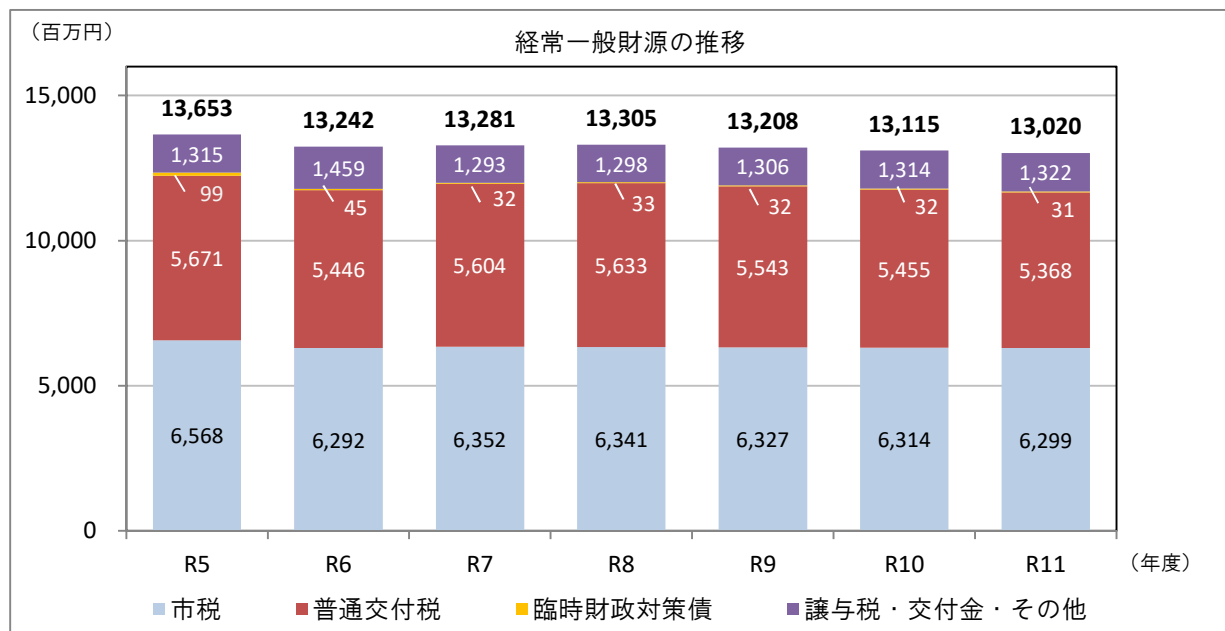
地方債の発行額は、令和6年度に合併特例債が発行上限額に達するため、減少する見込みです。また、決算剰余金の約1/2を繰上償還に使用するため、市債残高は減少する見込みです。



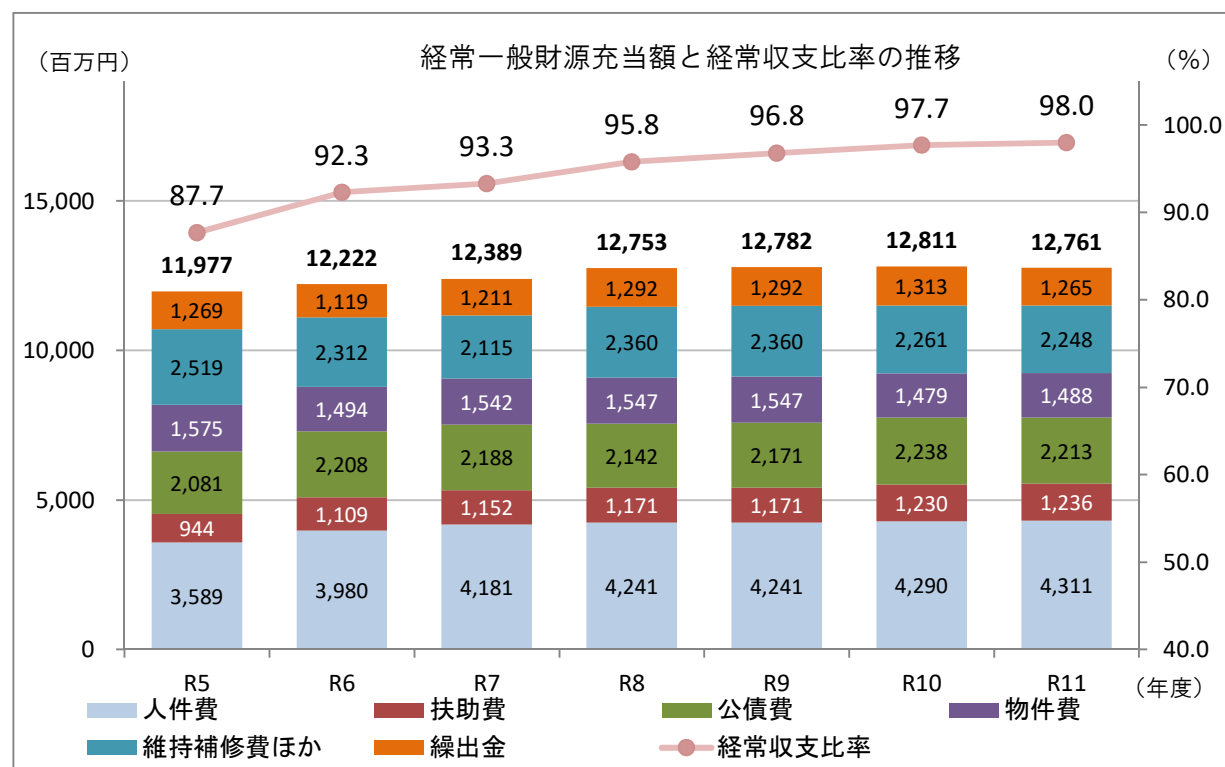
第4章 今後の財政収支

7 経常一般財源と経常収支比率の推移

経常一般財源は、人口減少に伴う普通交付税の減少等により減少する見込みです。



経常収支比率は、指標の分子である経常一般財源充当額が過年度の大型投資的事業に係る市債償還額の増加による公債費の増加や人件費の増加、医療給付費等の増加による特別会計への繰出金の増加等により増加が見込まれる一方で、指標の分母である経常一般財源が減少する見込みのため、経常収支比率は悪化して推移する見込みです。



第4章 今後の財政収支

8 年度別財政収支計画

(単位：百万円)

区 分		令和5年度 決算額	令和6年度 決算見込額	令和7年度 推計値	令和8年度 推計値
歳 入	市 税	6,664	6,388	6,446	6,435
	分 担 金 及 び 負 担 金	111	113	115	117
	使 用 料 及 び 手 数 料	113	116	116	116
	繰 入 金	536	1,332	1,040	1,114
	繰 越 金	907	906	887	629
	諸 収 入 等	1,112	1,874	1,182	1,207
	自 主 財 源 計	9,443	10,729	9,786	9,618
	地方譲与税・県税交付金等	1,269	1,408	1,243	1,250
	地 方 交 付 税	6,653	6,346	6,444	6,473
	普 通 交 付 税	5,671	5,446	5,604	5,633
	特 別 交 付 税	982	900	840	840
	国 庫 支 出 金	3,306	4,198	3,660	4,022
	県 支 出 金	1,364	1,465	1,508	1,449
	市 債	1,719	2,789	1,064	1,309
	合 併 特 例 債	306	225	0	0
	合 併 推 進 債	0	0	0	0
	臨 時 財 政 対 策 債	99	45	32	33
	そ の 他 の 地 方 債	1,314	2,519	1,032	1,277
歳 出	依 存 財 源 計	14,311	16,206	13,919	14,503
	歳入 計 (A)	23,754	26,935	23,705	24,121
	人 件 費	3,824	4,252	4,466	4,535
	扶 助 費	3,617	4,065	4,416	4,502
	公 債 費	2,084	2,640	2,631	2,456
	定 時 償 還 元 金	1,955	2,076	2,034	1,989
	繰 上 償 還 元 金	0	432	443	314
	市 債 償 還 利 子	129	132	154	153
	義 務 的 経 費 計	9,525	10,957	11,513	11,493
	物 件 費	3,309	3,392	3,401	3,202
	補 助 費 等	4,245	3,922	3,553	3,520
	積 立 金	1,427	1,039	340	349
	繰 出 金	1,527	1,499	1,503	1,525
	維 持 補 修 費 等	295	398	400	353
	そ の 他 経 費 計	10,803	10,250	9,197	8,949
	普 通 建 設 事 業 費	2,512	4,776	2,366	3,062
	災 害 復 旧 事 業 費	8	67	0	0
	投 資 的 経 費 計	2,520	4,843	2,366	3,062
	歳出 計 (B)	22,848	26,050	23,076	23,504
	歳入歳出差引 (A) - (B)	906	885	629	617

※各項目の計数は、表示単位未満を四捨五入したものであるため、その内訳は合計と一致しない場合があります。

基金取崩額	財政調整基金・市債管理基金	0	132	400	400
	その 他 特 定 目 的 基 金	515	1,200	640	714
基金残高	財政調整基金・市債管理基金	7,305	7,590	7,222	6,853
	その 他 特 定 目 的 基 金	9,233	8,656	8,324	7,928

地 方 債 現 在 高	26,297	26,577	25,164	24,170
合 併 特 例 債	10,990	10,397	9,134	8,047
そ の 他	15,307	16,180	16,030	16,123
合 併 特 例 債 発 行 額 累 計	23,303	23,528	23,528	23,528
合 併 推 進 債 発 行 額 累 計	269	269	269	269

(単位：%)

経 常 収 支 比 率	87.7	92.3	93.3	95.8
実 質 公 債 費 比 率	4.8	5.0	5.2	5.4
将 来 負 担 比 率	-	-	-	-

第4章 今後の財政収支

8 年度別財政収支計画

(単位：百万円)

区 分		令和9年度 推計値	令和10年度 推計値	令和11年度 推計値
歳 入	市 税	6,421	6,408	6,393
	分 担 金 及 び 負 担 金	120	122	125
	使 用 料 及 び 手 数 料	116	116	116
	繰 入 金	2,163	1,256	1,381
	繰 越 金	615	612	539
	諸 収 入 等	1,206	1,207	1,206
	自 主 財 源 計	10,641	9,721	9,760
	地方譲与税・県税交付金等	1,258	1,265	1,273
	地 方 交 付 税	6,383	6,295	6,208
	普 通 交 付 税	5,543	5,455	5,368
	特 別 交 付 税	840	840	840
	国 庫 支 出 金	3,557	3,413	3,514
	県 支 出 金	1,485	1,375	1,366
	市 債	1,635	1,465	1,416
	合 併 特 例 債	0	0	0
	合 併 推 進 債	0	0	0
	臨 時 財 政 対 策 債	32	32	31
	そ の 他 の 地 方 債	1,603	1,433	1,385
歳 出	依 存 財 源 計	14,318	13,813	13,777
	歳入 計 (A)	24,959	23,534	23,537
	人 件 費	4,537	4,586	4,607
	扶 助 費	4,545	4,584	4,627
	公 債 費	2,479	2,238	2,213
	定 時 償 還 元 金	2,015	2,079	2,051
	繰 上 償 還 元 金	308	0	0
	市 債 償 還 利 子	156	159	162
	義 務 的 経 費 計	11,561	11,408	11,447
	物 件 費	3,099	3,105	3,143
	補 助 費 等	3,607	3,405	3,503
	積 立 金	347	648	609
	繰 出 金	1,544	1,549	1,554
	維 持 補 修 費 等	353	356	360
	そ の 他 経 費 計	8,950	9,063	9,169
	普 通 建 設 事 業 費	3,837	2,523	2,554
	災 害 復 旧 事 業 費	0	0	0
	投 資 的 経 費 計	3,837	2,523	2,554
	歳出 計 (B)	24,348	22,994	23,170
	歳入歳出差引 (A) - (B)	611	540	367

※各項目の計数は、表示単位未満を四捨五入したものであるため、その内訳は合計と一致しない場合があります。

基金取崩額	財政調整基金・市債管理基金	400	400	500
	その 他 特 定 目 的 基 金	1,762	857	881
基金残高	財政調整基金・市債管理基金	6,483	6,418	6,217
	その 他 特 定 目 的 基 金	6,481	5,937	5,367

地 方 債 現 在 高	23,482	22,868	22,233
合 併 特 例 債	6,973	6,276	5,614
そ の 他	16,509	16,592	16,619
合 併 特 例 債 発 行 額 累 計	23,528	23,528	23,528
合 併 推 進 債 発 行 額 累 計	269	269	269

(単位：%)

経 常 収 支 比 率	96.8	97.7	98.0
実 質 公 債 費 比 率	5.3	5.5	5.7
将 来 負 担 比 率	-	-	-

第5章 持続可能な財政構造を目指して

1 持続可能な財政構造への転換に向けた取組

令和11年度までの財政収支の見通しにおいて、歳出は、人件費や扶助費、公債費等の義務的経費が増加傾向であり、さらには、老朽化が進行する公共施設等の維持や更新に対しても適切な投資的経費は必要不可欠となります。一方で、歳入は、近年の国際情勢や国の財政状況から、市税等の増収は見込めない状況にあるため、極めて硬直的な財政運営が見込まれます。

今後、限られた財源の中で、必要とされる市民サービスを提供するため、既存事業の徹底的な見直しを行うことはもとより、市税等自主財源の確保につながる方策の検討、資金調達方法の新たな開拓などの積極的で多様な財源確保に努め、漫然と基金の繰入金に依存することなく、収支の均衡を図るとともに、過大な後年度負担とならないよう留意し、健全な財政運営を行う必要があります。

こうした状況を踏まえ、今後も持続可能な財政基盤を維持していくため、次の取組方策を重点的に推進します。

項 目	具 体 的 な 取 組 方 策
① 行政資源配分の最適化	➢ 施策・事業の「選択と集中」の強化 ➢ 業務改革による施策・事業の廃止・統合 ➢ 補助金等の整理・合理化 ➢ 公共施設等の再編・長寿命化
② 内部努力の更なる徹底	➢ 行財政マネジメントシステムの活用 ➢ 民間活力等の活用 ➢ 効果的・効率的な執行体制の確立 ➢ 経常的経費の削減・合理化
③ 財源の積極的な確保	➢ 安定的な税財源の確保 ➢ 市税等の収納対策の強化 ➢ 受益者負担の適正化 ➢ 公有財産の有効活用・処分 ➢ 国・県支出金の獲得 ➢ ふるさと納税制度の活用
④ 自主的・自立的な行財政運営の推進	➢ 特別会計および公営企業会計の経営健全化 ➢ 市民活力等の多様な担い手との協働

2 まとめ

本格的な人口減少時代に突入し、非常に厳しい財政運営が余儀なくされる中、人口減少対策に立ち向かう総合戦略の取組を推進するとともに、社会の動向を踏まえつつ市民や地域のニーズに応え、第2次米原市総合計画に基づき、まちの価値を創造し、まちの未来につなぐ取組を推進していかなければなりません。

持続可能な自治体運営を行うためには、一層厳しい事業の取捨選択を行うほか、部署間の横連携による効率化等を推進するとともに、行財政改革の更なる徹底を図る必要があります。さらに、施策推進に当たっては、最小の経費で最大の効果を上げるために、職員一人一人が高いコスト意識を持ち、社会情勢の変化に機敏に対応し、地域や市民との役割分担や協働、民間活力等を生かしながら、創意工夫の下、堅固な行財政基盤の確立を目指します。

第6章 財政用語の説明

1 予算関係

区 分	説 明
一般会計	市の行政を運営するための基本的な経費を計上している会計です。
特別会計	特定の事業を行うために特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区別して別個に経理するための会計のことです。
公営企業会計	水道事業、交通事業、ガス事業など地方公共団体が経営する企業の会計のことをいいます。使用料など、その事業における収入でその事業をまかなう独立採算が原則です。米原市では水道事業と下水道事業を設置しています。
当初予算	年度開始前の3月に議会の議決を経て定められる、1会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）全体の基本的な予算です。
補正予算	年度途中における災害や法改正などの状況の変化に対応するため、当初予算を増額または減額する予算です。年4回開会される議会の定例会（6月、9月、12月、3月）や緊急の場合には臨時会に提出され、議決を経て定められます。
基金	特定の目的のために積み立てた資金や維持する財産または定額の資金を運用するために設ける資金や財産のことです。このうち、財政調整基金および減債基金（市債管理基金）を除いた基金を「特定目的基金」「定額運用基金」として区分します。 ・ 財政調整基金…年度間の財源の不均衡を調整するための基金です。 ・ 市債管理基金…市債の償還および市債の適正な管理に必要な財源を確保し、財政の健全な運営を行うための基金です。

第6章 財政用語の説明

2 歳入関係

区 分	説 明
市税	市民の皆さんや市内に事務所などを持つ法人などに納めていただく税金で、一般会計における収入の約3割を占める最も重要な収入です。
地方譲与税	地方揮発油税、自動車重量税など国税として徴収したものを市の道路の延長や面積など一定の基準に応じて市に譲与されるお金です。
利子割交付金	預金利子などの所得に課税される利子割の一部を、市の個人県民税に応じて県が交付するお金です。
配当割交付金	株の配当金などに課税される配当割の一部を、市の個人県民税に応じて県が交付するお金です。
株式等譲渡所得割交付金	株式譲渡によって所得が発生した場合に課税される株式等譲渡所得割の一部を、市の個人県民税に応じて県が交付するお金です。
法人事業税交付金	地方法人特別税・譲与税制度の廃止に伴う市町村分の法人住民税法人割の減収分の補てん措置として、法人事業税の一部を県が交付するお金です。
地方消費税交付金	地方消費税の一部を、市の人口や従業者数に応じて県が交付するお金です。
環境性能割交付金	自動車の取得に対して課税される自動車税環境性能割の一部を、市道の面積、延長に応じて県が交付するお金です。
地方特例交付金	国が減税を行ったことにより、市の税収が減少した分を補うために国が交付するお金です。 住宅借入金特別税額控除による減収を補うために交付される個人住民税減収補てん特例交付金があります。
地方交付税	全国どの市町村に住んでも一定水準の行政サービスが受けられるように、国税（所得税、法人税、酒税、消費税）および地方税（地方法人税）の一定割合を、市の財政規模などに応じて配分される地方固有の財源です。
交通安全対策特別交付金	交通違反による反則金などの一部を市内の交通事故発生件数や市の道路の延長に応じて、国が市に対して交付するお金です。
分担金／負担金	市の行う事業により利益を受ける方からその受益を限度として徴収させていただくものです。
使用料／手数料	使用料は、行政財産の目的外使用または公の施設の使用に対して、維持管理費または減価償却費の限度内で使用者から徴収させていただくものです（体育館の使用料、公営住宅の家賃など）。 手数料は、特定のもののために行う事務に要する経費相当分を徴収させていただくものです（戸籍・住民票等の交付手数料など）。

第6章 財政用語の説明

2 歳入関係

区 分	説 明
国庫支出金	国と市が共同で行う事業の経費を、あらかじめ定めた経費負担の区分に基づいて、国が市に対して支出するものです。負担金、委託費、特定施設の奨励、財政援助のための補助金などがあり、原則として使い道が決められています。
県支出金	県が市に対して支出するお金です。県独自の施策として単独で交付するものと、国庫支出金を県が経費の全部または一部として交付するもの（間接補助金）があります。国庫支出金と同様、使い道が決められています。
財産収入	市が所有している財産（建物、土地など）の貸付け・売払いなどにより得る収入です。公用地の売払収入や基金積立金の利子などです。
寄附金	金銭または特定の財産を給付するもので、民法上の贈与と呼ばれているものです。使い道が限定された指定寄附金と、使い道が特定されない一般寄附金があります。
繰入金	市の基金や特別会計から繰り入れるお金です。
繰越金	前年度の決算上余ったために繰り越されたお金です。
諸収入	収入の性質により、他の区分（科目）に含まれない収入をまとめたものです。
市債	学校や道路などを建設する場合のように、多額の経費が必要となる時に、その資金を調達する長期的な借入金です。長期にわたって市民の皆さんに利用いただけるので、将来の負担を分け合う働きがあります。
臨時財政対策債	国の財源不足を理由に地方交付税が減額となった際に、市が不足する一般財源に対処するために発行する市債です。このため元利償還金は後年度の地方交付税で100%措置される仕組みとなっています。

第6章 財政用語の説明

3 歳出関係

[目的別分類]

歳出を、行政目的によって分類したものです。行政サービスの大まかな予算の比重を知ることができます。

区 分	説 明
議会費	議会の運営に使われる経費です。
総務費	市の全般的な管理を行うための事務経費です。市が所有する土地や建物などの財産の維持管理、人事管理、広報などに使われます。
民生費	市民の皆さんの一定水準の生活と安定した社会生活を保障するため、障がいのある方や高齢の方に対する福祉の充実、児童手当の支給や認定こども園の運営などの子育て支援に使われる経費です。
衛生費	市民の皆さんの健康や衛生的な生活環境を守るために、各種の健康診断や予防接種、環境対策、ごみの収集・処理などに使われる経費です。
労働費	勤労者の支援に使われる経費です。
農林水産業費	農業、林業、漁業の振興や農道・林道の維持整備のために使われる経費です。
商工費	商業や工業の振興、観光事業などに使われる経費です。
土木費	道路や河川、公園などの整備、都市計画など、まちづくりのために使われる経費です。
消防費	消防や火災予防など、災害対策のために使われる経費です。
教育費	教育環境の向上や学校施設の管理、生涯学習の充実、文化やスポーツの振興などのために使われる経費です。
災害復旧費	災害によって生じた被害の復旧に使われる経費です。
公債費	道路や学校の建設などのために借り入れた市債（借金）を返済するための経費です。
諸支出金	支出の性質により他の科目に含まれない経費をまとめたものです。
予備費	予算編成時に予期しなかった予算外の支出が生じた場合や歳出予算計上額が不足した場合に対応するため、準備しておく費用のことです。

第6章 財政用語の説明

3 歳出関係

[性質別分類]

歳出を、経済的性質を基準として分類したものです。分類の結果から、財政の健全性・弾力性を測定することができます。

区 分	説 明
人件費	職員の給与、議員の報酬、会計年度任用職員の給与および報酬などの経費です。
物件費	市が支出する消費的性質の経費です。旅費、交際費、需用費、役務費、備品購入費、報償費、委託料、使用料および賃借料、原材料費などが該当します。
維持補修費	市が管理している公共施設や道路などを維持するための経費です。
扶助費	生活保護法、児童福祉法等に基づいて、被扶助者に対して生活を維持するために支出される経費（生活保護費、児童手当など）や、市が単独で行っている各種扶助のための経費です。
補助費等	市から他の地方公共団体（県、市町村、一部事務組合など）や民間などに対して、行政上の目的により交付する経費です。主なものとして、講師謝金などの報償費、保険料などの役務費、負担金補助および交付金（一般的な補助金）などが該当します。
普通建設事業費	道路、橋、学校など、公共施設の改良や新增設の建設事業に必要とされる経費です。
災害復旧事業費	災害によって生じた被害の復旧に必要な経費です。
公債費	道路や学校の建設などのために借り入れた借金を返済するための経費です。
積立金	年度間の財源変動に備えて積み立てる経費です。
投資および出資金 貸付金	財産を有利に運用するための国債などの取得や、公益上の必要性による会社の株式取得などに要する経費です。このほか、財団法人設立の際の出捐金や開発公社などへの出資も該当します。
繰出金	会計相互間（一般会計から特別会計など）において支出する経費です。定額の資金を運用するための基金への積立金もここに含まれます。

第6章 財政用語の説明

4 決算関係

区 分	説 明
普通会計	地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計、公営企業会計によって構成されていますが、地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっています。そのままでは財政比較や統一的な把握が困難なため、一般会計と公営企業会計を除く特別会計を合わせて、地方財政統計上、統一的な基準で比較できるよう用いられる会計区分です。 米原市では、一般会計の額をいいます（駐車場事業特別会計は、令和6年3月31日付けで廃止し、令和6年度から会計経理を一般会計へ移行しています）。
自主財源	市が自主的に収入できる財源です（地方税、分担金および負担金、使用料および手数料など）。 自主財源の多寡は、行政運営の自主性と安定性を確保できるかどうかの尺度となるので、できる限り自主財源の確保に努めることが重要です。
依存財源	国や県の基準に基づいて、交付されたり割り当てられたりする、市独自で収入額を決められない財源です（地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、県支出金、市債など）。
一般財源	使い道を特定する必要がなく、どのような経費にも使用することができる財源です（市税、地方譲与税、地方交付税、地方特例交付金など）。
特定財源	使い道が特定されている財源です（分担金および負担金、国庫支出金、県支出金、市債など）。

第6章 財政用語の説明

5 財政指標

区 分	説 明
形式収支	歳入と歳出の差引き額（決算額）です。当該年度の（出納閉鎖期日における）収入された現金と支出された現金との差額を表します。
実質収支	歳入と歳出の差引き額（形式収支）から翌年度へ繰り越すべき財源（繰越明許費繰越額など）を除いた額です。
標準財政規模	その地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模です。通常水準の行政サービスを提供する上で必要な一般財源の目安となります。
実質収支比率	実質収支を標準財政規模で割ったものです。一般的には、3%から5%が望ましいと考えられています。 $\text{実質収支比率} = \frac{\text{実質収支額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$
経常収支比率	経常的に支出する経費（人件費や公共施設の維持管理経費など）に、一般財源（市税や国からの譲与税など）がどの程度使われているかを表します。この数値が高いほど、一般財源の多くが経常的な経費に使われていることとなり、突発的な支出に対応するための財源に余裕が少なく、柔軟な財政運営が困難であることを表します。市で80%を超えると、財政構造は弾力性を失いつつあると考えられています。 $\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常的経費に充当した一般財源}}{\text{経常一般財源} + \text{減収補填債特例分} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$
財政力指数 （3か年平均）	標準的な財政運営に必要となる一般財源のうち、自主財源（自ら調達できる財源）がどのくらい確保できるかという割合を表します。財政力指数が1に近い、あるいは1を超えるほど財源に余裕があることとなります。1を超えると普通交付税は交付されません。 $\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$
地方債現在高比率	今後償還すべき地方債現在高が標準財政規模に対してどの程度になっているのを見るための指標です。将来の公債費負担や地方債発行可能額を把握する際の指標として使われます。 $\text{地方債現在高比率} = \frac{\text{地方債現在高}}{\text{標準財政規模}} \times 100$
健全化判断比率	実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率および将来負担比率の4指標の総称。地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画または財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければなりません。財政の早期健全化や再生の必要性を判断するほか、他団体と比較することにより財政状況を客観的に表すものです。
一般会計等	地方公共団体財政健全化法における実質赤字比率の対象となる会計で、公営企業会計以外のものが該当します。
公営企業	地方公共団体が経営する企業で、地方公営企業法の全部または一部を適用している事業を法適用企業、地方財政法第6条の規定により特別会計を設けて事業の経理を行っている公営企業であって、法適用以外のものを法非適用企業としています。

第6章 財政用語の説明

5 財政指標

区 分	説 明
実質赤字額	当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額を見るものであり、形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した額をいいます。
実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標といえます。 $\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$
連結実質赤字比率	公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額または資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。全ての会計の赤字や黒字を合算し、赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化度合いを示す指標となっています。 $\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$
実質公債費比率 (3か年平均)	一般会計等が負担する元利償還金および準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。市債返済額およびこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示します。 この数値が18%以上になると、地方債の発行に国や県の許可が必要となり、25%以上になると、一般単独事業の起債が制限されるほか、早期健全化の判断基準となっています。さらに、35%以上になると、公共事業等債の起債が制限されるほか、財政再生の判断基準となっています。 $\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100$
将来負担比率	地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含めて、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。一般会計等の市債や将来支払う可能性のある負担など、現時点での残高を指標化し、将来の財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標となっています。 $\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100$
資金不足額	一般会計等の実質赤字額に相当するもので、公営企業会計ごとに算定した額のことをいいます。
資金不足比率	公営企業会計ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率です。公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化度合いを示す指標となっています。 $\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$

米原市中期財政計画

令和7年度（2025年度）～ 令和11年度（2029年度）

米原市総務部財政課
滋賀県米原市米原1016番地
TEL：0749-53-5165 FAX：0749-53-5148
E-mail：zaisei@city.maibara.lg.jp
